



人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ

AKAIGAWA

あかがわ

広 報



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



保育所運動会／2024年6月22日

- 02 議会だより
- 05 トピックス 軽スポーツの集い・赤井川へき地保育所運動会 ほか
- 07 健康支援センターだより 自殺予防週間（9月10日～16日）ほか
- 10 むらの事件簿 防災の日・ホームタンクの点検をお願いします！！ ほか
- 12 お知らせ伝言板 農業委員会だより・第41回共和かかし祭 ほか
- 16 スポーツニュース 各種大会の結果
- 20 赤井川村写真館・編集後記



# 議会 だより

## 定例会報告

令和6年第2回定例会  
6月17日～18日

### 【村長行政報告】

- 赤井川村情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について
- 赤井川村と北海道ガス株式会社との包括連携協定の締結について
- 北海道新幹線工事富田地区対策土受入地採水結果について
- 赤井川村地域福祉計画等の策定について
- 令和5年度赤井川村事業継続化支援事業業務完了報告について
- 令和6年3月1日以降工事等発注状況について

### 【報告】

- 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 全員賛成で原案承認

### 【条例案】

- 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を

改正する条例案について（他5件）  
全員賛成で原案可決  
赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について

### 継続審査

### 条例改正の主な内容

- 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例：畑地かんがい水利使用の更新に伴う給水区域の変更  
給水地番 589筆→671筆  
面積 511ha（変更なし）

### 【同意案】

- 固定資産評価委員会委員 工藤 嘉峰さん（新任）  
（任期 令和6年7月29日～令和9年7月28日 3年間）  
全員賛成で原案同意

### 【諮問案】

- 人権擁護委員 藤井 眞実子さん（新任）  
（任期 令和6年10月1日～令和9年9月30日 3年間）  
適任

### 【その他】

- 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 全員賛成で原案可決
- 地域公共交通バス車両購入契約の締結について
- 全員賛成で原案可決

令和6年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について  
全員賛成で原案可決

### 【意見書案】

次の意見書案が、総務開発常任委員会へ付託され可決の上、議長名により関係省庁などに提出いたしました。

・ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案

・ゼロカーボン北海道実現のため、適切な間伐や再造林推進、森林整備予算の確保、スマート林業の推進、道産木材需要拡大の支援を充実・強化することを求めるもの  
賛成多数により原案可決

賛成 山口、川人、能登、曾根、連、阿部 6人

反対 藤門 1人

※議長は採決に加わりません。

### 反対討論



藤門 弘 議員

拡大造林型事業から環境保全・生物多様性保護へ見直すべき

森林を資源利用の面からみとらえる拡大造林型の施策推進には賛成できない。ゼロカーボンを実践にした大規模伐採や針葉樹の一斉植林は時代に逆行するものである。森林政策はいまや環境保全や生物多様性保護の生態学的視点からとらえ直す時期にある。

賛成討論：なし

### 【補正予算案】

令和6年度一般会計補正予算（第2号）（他2件）  
全員賛成で原案可決

### 補正予算の主な内容

- 【歳入】  
・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（新規）  
1,141万7千円

### 【歳出】

・非課税化世帯支援給付金等給付金（新規） 850万円  
令和6年度に新たに非課税世帯となった方及び均等割りのみ世帯となった世帯に10万円の給付、またその世帯で18歳以下の子どもがいる場合1人につき5万円を給付、また定額減税が控除しきない場合その差額分を給付する。  
・電子カルテシステム等運用保守委託料他（新規） 589万7千円

赤井川診療所の診療カルテを電子化するための導入業務及び運用保守の委託料  
・村道落合線道路災害復旧工事（新規） 1,300万円

土砂災害により通行止めとなっている村道落合線の復旧工事を行う。

### 予算特別委員会報告

付託を受けた次の件について審査の結果、『審議内容について議論が不十分であるため、継続審査に付すべき』と報告されました。  
・赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について

### 条例改正の主な内容

- ・保養センター使用料（入館料等）の改正



一般質問と答弁



能登 ゆう 議員

森林を活かすしくみ  
じゅんじゆん

本村において総面積の88%を占める森林が適切に管理され、環境保全、防災、水源涵養などといった、森林の持つ多面的な機能が豊かに活かされていくようお願い、村の取り組みについて伺います。

- ① 森林環境譲与税の活用状況と今後の活用方針について
- ② 所有者不明林、所有者の不在村化や高齢化による手入れ不足の現状と森林経営管理制度の活用について
- ③ 森林管理によるゼロカーボン施策について

答弁 馬場村長

① 森林環境譲与税の活用状況について、これまで森林経営計画に参画していない森林所有者への意向調査業務委託、公共施設である公園内に木材を活用したバイオトイレの設置などの事業に補助金として主に活用しております。

なお、今年度は国産木材の活用、普及啓発を目的に赤井川カルデラ

温泉及び道の駅へ木製家具の導入を予定しています。

今後の活用についての基本的考え方については、森林整備や保全の推進、村内の林業事業者2社と連携した就業人材育成・確保、木材利用の促進(村内での活用)、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについての普及啓発、この四つを基本に踏まえて森林環境税を活用して行きたいと考えています。

② 手入れ不足による現状と活用については、森林環境譲与税を活用し森林経営計画に参画していない所有者への意向調査を踏まえ、村有林を含む民有林の約7割の3,842haで森林経営計画を策定し、何らかの形で今後の整備・保全の意向を示していただいています。ただ約3割の所有者については所在不明も含まれていることから、まずは7割の方に出来るところから取り組んでいただくよう、特に森林組合とは今まで以上に連携を密に行きたいと考えています。

尚、森林経営管理制度については林家と言われる林業経営体が存在しない本村においては、事業化は難しいと考えていますので、現状の森林組合への施業委託などで、森林管理を進めることが望ましいと考えています。

③ 森林管理によるゼロカーボン施策の取り組みと進捗状況については、村として昨年度から5年ワンサイクルとして村有林の間伐や植林など適正管理による森林の

CO2吸収力を高める取り組みをスタートさせ、2年目となる本年度も石狩森林管理署や総合振興局森林室など関係機関から技術協力をいただきながら、森林整備事業を進めています。今後はある程度の整備面積を確保できた段階でJクレジットへの活用など、自然由来の再生可能エネルギーを将来にわたって継続的に活用できる取り組みを進める考えです。

ともに暮らす  
地域づくりについて

今年3月1日時点の村の人口は日本人959人に対し外国人が423人、全人口の約3割が外国人という状況でした。直近の6月1日時点でも185人の方が居住され、人口の1.6割を占めています。

季節的な「労働者」としてではなく、「生活者」として、ともに暮らせる地域づくりを体系的、計画的に進めていく必要を感じます。

ひと言で「外国人」といつても国籍、在留資格、年代・世代、居住地域、経済状況は多様であり、それぞれの背景に寄り添った対応が、居住地の自治体には求められています。

多文化共生の推進に係る指針や計画、施策の必要性について、村長のお考えを伺います。

答弁 馬場村長

多文化共生の推進に係る指針や計画、施策の必要性についてどう考えているか、という質問ですが、一言で言うとうそいった考えはありません。

理由については、外国人の居住者については殆どが、キロロを中心とするスタッフで、多くは期間限定で滞在する方が多く、相手側が共生を望んで定住を継続する状況ではないということです。

ただ、期間限定とはいえ多くの外国人スタッフが村内に一定期間滞在する現実はあることから、私の方から教員委員会事務局に相談し、社会教育事業の中で交流の機会を設けることが出来ないか、会社側と相談してほしい旨伝えております。まずはお互いを知ることから始めることが必要と考えていますので、能登議員におかれましても住民レベルで交流を深める先頭に立っていただき、ご尽力いただければ幸いです。

※一般質問と討論の内容は、質問者・答弁者が自ら要約して掲載しております。

また、一般質問通告書とその答弁は、村のホームページ(左記QRコード)に掲載しておりますので詳しくはそちらをご覧ください。



臨時会 報告

令和6年第2回臨時会

4月26日

本会議では、主に入湯税や地方譲与税等の歳入増額、農業補助の歳出増額の補正予算の計上について、また村税の条例改正について審議のうえ可決されました。

【補正予算案】

・令和5年度一般会計補正予算(第14号(専決処分))

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・地方交付税(特別)(増額)(専決処分) 975万6千円

【歳出】

・施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金(増額)(専決処分) 25万8千円

【条例案】

・赤井川村税条例の一部を改正する条例案について(専決処分)

全員賛成で原案承認

・村立学校に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

条例改正の主な内容

・村立学校に関する条例：都小学校を廃止する(令和8年4月1日施行)

小学校適正配置

特別委員会報告

第1回議会定例会において付託を受け、継続審査となっていた次の件は、3月27日及び4月26日に本委員会で審議を重ねた結果、『原案のとおり可決すべき』と報告されました。
・村立学校に関する条例の一部を改正する条例案について

令和6年第3回臨時会

5月27日

本会議では、主に地域公共交通(むらバス)の補正予算の計上について審議のうえ可決されました。

【補正予算案】

・令和6年度一般会計補正予算(第1号)

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金(増額) 2,900万円

【歳出】

・むらバスデジタル決済導入委託料他(新規) 980万2千円

キャッシュレス決済導入、新たな路線の試験運行、乗務員確保のための物流・交通の協働、新たな観光利用需要の掘り起こしなどの実証事業

・むらバス車両購入費(新規) 3,492万8千円

実証事業のための新たなバス購入費

◆本会議などの傍聴は、どなたでもできます。手続きは、当日受付簿に氏名を記入するだけと簡単ですので、お気軽にお越し下さい。
また、議会へのご意見・ご感想もお待ちしております。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせ下さい。

◆議会のつぎ

(4月～6月)

・4月4日 北後志町村議会議長会総会/余市町(議長)

・4月8日～9日 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会/東京都(議長)

・4月26日 第2回臨時会他/役場

・5月7日 後志総合開発期成会定期総会/俱知安町(議長)

・5月23日 北後志町村議会議員パ

クゴルフ大会/積丹町

・5月23日 第3回臨時会/役場

・5月29日 新幹線・黒松内小樽間建設促進期成会総会/小樽市・俱知安町(議長)

・5月31日 後志総合開発期成会北海道段階要望活動/札幌市(議長)

・6月5日～7日 後志総合開発期成会中央要望活動他/東京都(議長)

・6月10日 北海道ガス株式会社連携協定締結式/村内(議長)

・6月11日 北海道町村議会議長会定期総会他/札幌市(議長)

・6月14日 議会運営委員会/役場

・6月17日～18日 第2回定例会他/役場

・6月20日 余市地方法人会赤井川地区会通常総会/村内(議長)

◆村内現地確認

(6月18日)

総務開発常任委員会による村内現地確認が行われました。

最初に村道落合線で融雪による土砂災害があった現場を確認し今後の復旧工事

内容について、2箇所目は、山村活性化支援センターにあるコワーキングスペース『村ノ燈(むらのあかり)』の施設運営状況について、最後は保養センターの施設改修状況についてそれぞれ現地にて説明を受けました。

◆北海道議会議員研修会

(7月2日)

全道の町村議会議員を対象とした研修会が札幌市にて開催され、気象予報士の森朗氏より、近年気温上昇率が顕著であり、農作物や漁業のほか、災害等により多大な影響を及ぼすことが想定され議会としてその対応を求められることが多くなるという内容と、元衆議院議員議長の高島理森氏による少子化対策について、空白の10年と言われる間に生活環境も大きく変わり、立て直しが大変厳しい状態という内容で参加された議員は熱心に耳を傾けていました。

翌日は、民間企業による自治体支援を行っているエアウオーター(株)で事業概要をお聞きし、また廃校を利用した児童受入を行っているc.o.m.ドリを訪問し、施設の利用状況や村の行政課題に関連している事案について説明を受けました。

# トピックス



## 軽スポーツの集い

2024.6.15 カルデラ公園ゲートボール場

軽スポーツの集い（モルック）を開催し、当日は23名の方が参加してくれました。

今回は、初めて「モルック」を行いました。

モルックとは、北欧発祥のスポーツで、モルックと呼ばれるスティックを投げ、3メートルほど離れたところに並べられている数字が書かれたスキttlを倒して点数を競います。

初めての開催ということもあり、公式ルールを少しアレンジして実施しました。

参加者から、「初めてだったが、とても楽しかった」という声を聞くことができました。

次回は10月に開催予定ですので、皆さんの御参加をお待ちしています！

## 赤井川へき地保育所運動会

2024.6.22 カルデラ公園

6月22日（土）赤井川へき地保育所の運動会をカルデラ公園にて開催しました。

園児たちは保護者の方に見守られながら、かけっこや紅白リレー、お遊戯などに全力で取り組みました。また、保護者や村の子ども達も参加できる種目が複数あり、園児と保護者が一緒に競技に取り組み、和やかな雰囲気の運動会になりました！

数年ぶりの屋外での運動会は、天候にも恵まれ、子供たちの太陽のような明るい笑顔がとても素敵でした。応援に来てくださった保護者の皆様、地域の皆様、有難うございました。



## 水泳教室

2024.7.1,3,8,10 村営都プール

今年の水泳教室は、小学生から高校生まで約30名の参加がありました。

小樽水泳連盟、消防職員、役場職員などたくさんの方が力を貸して下さったおかげで、参加者のレベルにあったコース分けをすることができました。

講師の皆さんの熱心な指導の下、参加者はそれぞれ水泳技術を向上させていました。

参加者からは楽しかったという声を聞くことができました。

講師の皆様、熱心なご指導ありがとうございました。



## ストラスマア校の学生が来村！

2024.7.3～10 赤井川村内

6年ぶりに、オーストラリアにあるストラスマア校の生徒15名と引率者3名が来村し、村の住民と交流しました。生徒たちは3日の夕方に来村し、馬場村長や根井教育長からの歓迎のあいさつを受けた後、ホストファミリーと顔合わせをし、それぞれの家庭へ向かいました。今年度来村したのは、ストラスマア校にて日本語を学んでいる日本の高校1年生から3年生にあたる生徒たちです。

4日には、白老町にある民族共生象徴空間「ウポポイ」を訪れました。オーストラリアでは、先住民族「アボリジニ」の人々がいるため、アイヌの人々を身近に感じてもらえたのではないのでしょうか。

5日から9日の平日には村内の小中学校を訪れました。5日に都小学校を訪れ、ラジオ体操や赤井川音頭を踊りました。8日の中学校訪問では、生徒たちと赤井川村の伝統芸能の「カルデラ太鼓」の演奏とよさこいを踊りました。9日には赤井川小学校を訪問し、筆を使い色紙に自分が書きたい文字を書き、消しゴムハンコで落款を作成しました。3校とも、児童生徒との交流はもちろんのこと、各校で考えていただいたアクティビティを体験しました。

この事業に深いご理解とご協力をいただき、また、快く受け入れをしていただいた皆様、誠にありがとうございました。

今月は、赤井川村の中学3年生が海外研修に行き、今回来た生徒のご家庭等にホームステイをします。



## スポーツフェスティバル

2024.7.12 赤井川中学校

7月12日(金)に赤井川中学校で、スポーツフェスティバルが開催されました。

日差しも直接的ではなく、過ごしやすい気候の中の開催となりました。午前の部は陸上競技記録会として、100m、200m、800m、1500mの各トラック競技と、走高跳、走幅跳、ジャベリックスローのフィールド競技を行いました。午後は生徒会実行委員会が企画した、レクリエーション競技「台風の目」と、縦割り3チームによる対抗リレーを行いました。

生徒たちはお互いに頑張っている選手に声をかけ合い、教職員チームも参加した「台風の目」では声援と笑顔が飛び交う、和気あいあいとした雰囲気の楽しいスポーツフェスティバルとなりました。

生徒の皆さん、保護者をはじめ応援に駆け付けた皆さん、お疲れさまでした。



# 健康支援センター だより

8月は住民健診・がん検診の申込期間です。  
ご自宅に案内が届きますので、ご確認ください。

## 自殺予防週間 (9月10日～16日)

多くの人は、自分は自殺と関係ないと考えがちですが、実際は自分や家族や友人など周りの人が当事者になる可能性があります。一人ひとりが、自殺は誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

誰かに悩みを相談することや、自分の気持ちを正直に打ち明けることは、とても勇気がいることです。「死にたい」といった深刻な悩みは誰にでも打ち明けられるものではありません。けれども、家族や友達など自分にとって大切な人には「迷惑かな」「悲しませてしまう」と、相談をためらってしまうこともあります。そんな時には、電話やSNSなどを使った相談窓口を利用するのも選択肢のひとつです。

相談窓口	方法	相談時間
北海道いのちの電話	【電話】 011-231-4343	月曜日～日曜日 24時間
いのちSOS	【電話】 0120-061-338	月曜日～日曜日 24時間
生きづらびっと	【LINE ID検索】 @yorisoi-chat	月曜日～日曜日 8時～22時30分
チャイルドラインチャット相談 (18歳以下の子どものためのチャット相談)	【QRコード】 	毎週水曜・木曜・金曜・土曜 16時～21時

## 夏の冷やし過ぎ

夏真っ盛り、暑さ対策や熱中症対策はほとんどの方が気にかけていることと思います。しかし、暑いからと冷たい飲み物・食べ物摂り過ぎたりしていると、体調不良につながる可能性があります。

例えば、冷たい物を摂り過ぎてお腹をこわした経験はないでしょうか。冷たい物が胃腸に入ると、血管が収縮して血流が悪くなり、胃腸の働きが低下することで消化不良の原因となります。暑い日には冷たい物が美味しいけれど控えるように、常温や温かい物も摂るようにしましょう。

また、冷房の効いた室内と、暑い屋外の気温差によって自律神経のバランスが乱れ体調を崩すこともあります。冷房は26～28℃を目安として、屋外との気温差が5℃程度までが身体に負担も少ないといわれています。

気象庁では『今年の夏は全国的に気温が高くなり、猛暑日が増える。特に8月は暑さが厳しくなる。』と予想しています。冷房などを上手に使いつつ、無理はせずにご自愛ください。

## 献血へのご協力を お願いいたします

春にも来村しました移動献血車「ひまわり号」が今年度2回目の献血を実施します。

未だ慢性的な輸血用血液が不足している状況が続いております。輸血を必要とする患者さまのため、幅広い年齢層の方々の献血が命に繋がります。皆さまのご協力を宜しくお願いいたします。

■日時 令和6年8月20日(火)  
10時～12時

■場所 赤井川村役場駐車場

## 無料法律相談所の開設

■日時 8月21日(水) 13時から16時

■場所 余市町中央公民館(余市町大町4丁目143番地)

TEL 231-5001

※ご利用される方は、事前  
に必ず余市町役場へご連絡  
願います。

(TEL 211-2111)

# 各健診・検診の申込み方法及び受診方法のお知らせ

今年度実施する各健診・検診の申込み方法及び受診方法をお知らせします。

## 1 各健診の申込みから受診まで

基本健康診査（一般健康診査・国保健康診査・国保特定健康診査・特定健康診査・高齢者健康診査）  
がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん）、肝炎検査、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査・成人  
風しん抗体検査

※前立腺がん検診への助成はありません。

※各健診対象者詳細については、7月号広報をご覧ください。

8月中旬に、対象者へ申込書などを郵送します。

↓  
受診を希望される方は、申込書・健康保険証・受診券が交付されている方（社会保険の被扶養者）は受診券を持参し、健康支援センターに提出してください。申込み期限は、発送から2週間程度を予定しています。原則、申込順に受付していきますので、希望日時に受診できない場合があります。

↓  
10月上旬に、申込みいただいた方へ問診票等を郵送します。

↓  
健診当日、郵送した問診票等を持参し健診を受けてください。

## 2 各健康診査の料金（受診者一部負担金）

◇基本健康診査（10月15日～17日 健康支援センター）（10月23日 札幌がん検診センター）

74歳未満で国保以外の健康保険加入者は村の基本健康診査の対象ではありません。勤め先の検診を受診してください。

区分	課税世帯	非課税世帯
20歳～64歳	1,000円	負担なし
65歳以上	負担なし	負担なし

※特定健康診査の基本健康診査料金は加入している健康保険ごとに異なりますので、各健康保険者等にお問い合わせください。

◇がん検診（10月15日～17日 健康支援センター）

◇がん検診（10月23日 札幌がん検診センター）

区分		課税世帯	非課税世帯
20歳～64歳	肺がん検診	200円	負担なし
	胃がん検診	600円	負担なし
	大腸がん検診	300円	負担なし
	喀痰検査	300円	負担なし
50歳以上	前立腺がん検診	2,310円	2,310円
65歳以上	肺がん検診	負担なし	負担なし
	胃がん検診	負担なし	負担なし
	大腸がん検診	負担なし	負担なし
	喀痰検査	負担なし	負担なし

区分		課税世帯	非課税世帯
20歳～64歳	乳がん検診1方向	600円	負担なし
	乳がん検診2方向	700円	負担なし
	乳房超音波	5,500円	5,500円
	子宮がん検診	600円	負担なし
	子宮超音波	1,100円	1,100円
65歳以上	乳がん検診1方向	負担なし	負担なし
	乳房超音波	5,500円	5,500円
	子宮がん検診	負担なし	負担なし
	子宮超音波	1,100円	1,100円

※喀痰検査は、当日の問診で受付ます。

◇肝炎検査（10月15日～17日 健康支援センター）

区分		課税世帯	非課税世帯
40歳の方及び 41歳以上の 未受診の方	炎検査(B型、C型)	負担なし	負担なし
上記の方以外	同上	3,300円	3,300円

◇ヘリコバクター・ピロリ抗体検査（10月15日～17日 健康支援センター）

区分		課税世帯	非課税世帯
20歳以上の未受診の方	ヘリコバクター・ピロリ抗体検査	300円	負担なし

◇成人風しん抗体検査（10月15日～17日 健康支援センター）

区分		課税世帯	非課税世帯
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生れの男性	成人風しん抗体検査	負担なし	負担なし

3 送迎

10月17日（木）に無料送迎にて健診を受診できる時間帯を設けております。

送迎利用の申込については、住民健診等申込書に記載欄がありますのでご確認ください。

送迎を利用した場合、健診受診時間は、9時30分受付のみとなりますのでご了承ください。

住民健診等について不明な点がありましたら保健福祉課保健係（TEL 35-2050）まで問い合わせください。

地域おこし協力隊 活動報告日誌

No.15 地域おこし協力隊 杉山 僚（すぎやま あきら）

この記事を書いている7月頭時点の今年度のアライグマ捕獲数は、28頭と昨年とほぼ同数の状況です。皆様、引続き捕獲のご協力をお願いします。

「地域おこし協力隊」の中には、空き家の活用や地元の特産品の開発など地域の資源を基に雇用の促進や新たな産業化に繋げている素晴らしい活動例があります。私には到底できませんが、このような新しい展開に繋がるような情報提供ができればなーと思うことがあります。聞きかじった情報ですいませんが、少しお付き合いください。

私はコーヒーが好きなのですが、この村でコーヒー豆を育てられたらなあと思ったことがありました。比較的デリケートなコーヒーの木は、温暖な土地ではあるものの霧が出るような高地で栽培されています。「霧の赤井川ならば」と思う一方、冬を越すためには温室が欠かせずここでの栽培には不都合です。そー思っていた矢先、先日、「フィンランドでコーヒーを育てている」というニュースを見ました。あんな寒そうな所でできるの？と思いつつ、TVを見ていると、“細胞培養技術によるコーヒー豆の栽培？を研究所で実施中”とのことでした。見たところ、1m四方の箱の中で培養されたコーヒーは、豆と似ても似つかない、砂糖の塊みたいな形でした。焙煎後に細粒にすればいつものコーヒーと同じ見た目になり、味もコーヒーそのものらしいです。今のところ安全性試験の最中で今後の市販を目指すとのこと。このような細胞農業は、ハンバーガー用のバイオミートが有名で幾つかの企業が挑戦しています。現在80億人の世界人口が増加傾向の中、食料を確保していくには何としてでも成功して欲しい技術です。将来の火星移住？にも有用かと。細胞農業いかがでしょうか？

8月は北方領土返還要求運動強化月間です

わが国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還は、国民の長年の悲願です。返還運動もすでに半世紀を経過し、一日も早い領土問題の解決に向けた日露両国間の外交交渉の進展に強い期待が寄せられています。

北海道では、8月1日から8月31日までを「北方領土返還要求運動強化月間」と定め、領土返還要求運動のより一層の推進を図り、各種の啓発活動を展開しますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひします。

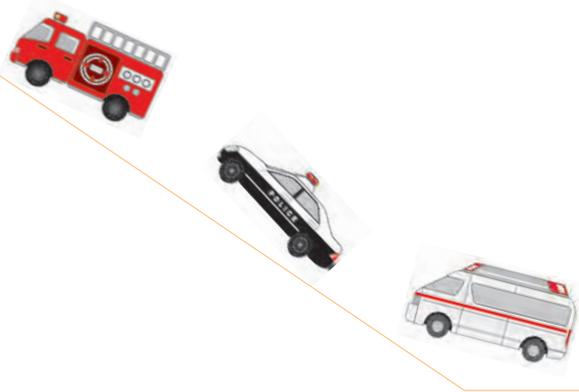
北方領土四島返還スローガン  
四島想い  
心に点す 返還の火

■お問い合わせ

住民課 住民係  
TEL 4816278

私たちが「北方領土」と呼ぶのは、歯舞群島（多楽島、志発島、勇留島、秋勇留島、水晶島、貝殻島など）、色丹島・国後島・択捉島の四島です。

# のらむ 簿件事



## 防災の日

毎年9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」です。家庭では、いざという時に備え避難場所の確認や非常持ち出し袋を用意しておきましょう。自身は一人で持ち出せる最低限の物を用意しましょう。また、一年に一度は必ず点検し、電池やミネラルウォーター、缶詰等は古くなっていれば新しいものと交換します。

その他にも、災害直後には持ち出せなくても後々使用できるように水やインスタント食品を別に準備しておくとう安心です。

大地震では、家具等の転倒による被害も多く発生します。この機会に不安定な家具、また危険な物がないかなど、今一度家の内外の点検をしましょう。

## ホームタンクの点検をお願いします!!

近年、ホームタンク等の経年劣化による灯油の漏れや地震、落雪等によるホームタンク等への被害も発生しております。ホームタンクに破損はないか、暖房器

具や給湯器等に接続している配管の破損はないか、灯油が漏れていないかなど、事故が発生しないよう点検をお願いいたします。

灯油が漏れると、河川の水環境を汚染するほか、火災の原因にもなり、貴重な生命や財産が失われる可能性があります。

### ■点検のポイント

- ① タンク本体に破損や変形はないか
- ② 油量計を確認して灯油の急な減少がないか
- ③ 配管接合に「にじみ」や「ゆるみ」がないか
- ④ コックに異常はないか
- ⑤ 脚部や土台に破損、変形、傾き等がないか
- ⑥ 地面に灯油の漏れがないか
- ⑦ 周囲に灯油の臭いがないか



## 余市警察署より



## 北海道警察官募集中 「知らなかったやりが いざここにあった」

### ■採用人員

250名程度

### ■受験資格

平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

### ■受付期間

7月1日から8月16日17時まで

### ■第1次試験日

9月22日

### ■第2時試験日

10月下旬から11月上旬

○警察官の仕事は、交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締、災害救助など多岐に渡り、自分の特技や資格を生かせる幅広いフィールドがあります。

○悪は許せない、やりがいを持って仕事をしたい、北海道で働きたい、そんな熱い思いをもっているあなたが、北海道警察を受験しない理由はありませぬ。

### ■お問い合わせ

余市警察署

TEL 0135-22-0110

## 二輪車の交通事故防止

本年6月中、管内の峠道でバイクと車が衝突する事故が発生しています。

夏期はバイクの交通事故が増加する傾向にありますので交通ルールを守って事故防止に努めましょう。

### ○安全な速度の遵守

スピードの出し過ぎは、カーブで曲がりきれずに路外逸脱事故や対向車線にはみだして正面衝突事故などの重大な交通事故に繋がるおそれがあります。

○ゆとりをもったツーリング  
バイク仲間とツーリング中に、自分の遅れを取り戻そうと無理な運転をして交通事故を起こすことが考えられます。

仲間とツーリングをする際には、ゆとりをもった計画を立てましょう。





# お知らせ 伝言板

## 農業委員会だより

### 農業委員会総会第12回

開催月日 / 6月28日

#### ■会議案件

- ◇現況証明願いについて
- ◇農用地利用集積計画の決定について

### お知らせ

農地（田・畑など）について、下記のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

#### ◇農地を転用するとき

農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することをいいます。農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合や、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外であっても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になります。

で、産業課農政係までお問い合わせ下さい。なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

#### ◇農地を売買、贈与するとき

農地を農地のままで売買等する場合は、農地法第3条に基づいて申請し、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するもののため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

#### ◇相続で農地を取得したとき

相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

#### ◇農地情報の提供のお願い

皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、お父さんやお母さんが営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

い。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

#### ◇受付件数売却希望

買受希望 2件

（令和6年7月14日現在）

### 第41回共和かかし祭

### 「かかし」大募集

#### ■イベント期間

令和6年8月25日（日）

#### ■会場

共和町憩いの広場（共和町役場庁舎裏）

#### ■出展規定

##### ①部門

一般団体の部、一般個人の部、少年少女の部、広告の部、中学校クラス対抗の部

##### ②制作料

作品一体につき3,000円を補助します。

（注）1人3体まで。なお、製作材料等を判断し補助できない場合があります。

##### ③搬入受付

8月24日（土）9時～正午（共和町生涯学習センター 町民会館玄関ホール）

##### ④搬出

8月26日（月）正午までに引き取り願います。

##### ⑤出品基準

アイデア・ユーモアにとんだ伝統・現代・動くものなど、かかし祭にふさわしいものとします。

##### ⑥審査

8月24日（土）13時から審査委員会を開催し各賞を決定

##### ⑦各賞

部門別 グランプリ、特選、準特選、入選など

500円～50,000円

#### ■お問い合わせ

共和かかし祭実行委員会（事務局：共和町役場産業課商工観光室商工観光係）  
Tel. 0135-16718778



# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 令和6年度の保険料について

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆様にご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆様が将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払い頂きますようお願いいたします。

令和6年度の保険料額につきましては、8月に個別にお知らせしますので、ご確認ください。

### 令和6年度保険料の計算方法

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 <b>52,953円</b>
+
<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和5年所得-最大43万円) × 11.79%
=
<b>1年間の保険料</b> (100円未満切り捨て)

- ◇年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ◇1年間の保険料の上限額は73万円です。

### ■保険料の軽減

◇均等割の軽減(年額)《所得に応じて、均等割52,953円が左記のとおり軽減されます。》

○軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。○被保険者でない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の方	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割削減	52,953円	15,885円
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	52,953円	26,476円
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	52,953円	42,362円

### ◇被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日において、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。)

□均等割 5割軽減(年額26,476円)

### ◇保険料のお支払い方法

□所得割 かりません。

保険料のお支払いは「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

□口座振替(新おたる農協・ゆうちょ銀行)を希望される方は、各金融機関の窓口にてお手続きをして下さい。(必要なもの 通帳、印鑑、保険証)

年金からのお支払いの場合、手続きの必要はありません。

※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

◇新しい保険証に変わります  
現在ご使用の保険証の有効期限が令和6年7月31日

と記載されているものは、8月以降は使用できません。7月中に新しい保険証を交付しておりますので、ご使用ください。なお、保険証の色が変わります。(水色です。)

### ◇減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が令和6年7月31日と記載されているものは、8月以降は使用できません。

該当となる方には、7月中に新しい減額認定証を交付しておりますので、8月1日からはそちらをご使用ください。また、認定を受けていない対象の方は、左記の交付対象に該当することを確認の上、**保健福祉課国保医療係**へ申請してください。減額認定証の色も変わります。(橙色です。)

### 【減額認定証の交付対象】

世帯全員が住民税非課税である方で、かつ次のいずれかに該当する方です。

- ◇世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
- ◇高齢福祉年金を受給されている方

### ■お問い合わせ

保健福祉課国保医療係  
TEL 351-2050

# 年金だより

## 国民年金保険料は、口座振替で納付すると便利でお得です

国民年金を口座振替で納付すると、納め忘れの心配がなく、納付する手間が省けます。

また、口座振替には現金で納付するよりもお得な「早割制度」や「前納制度」があります。

### ■口座振替の申込方法

◇口座振替申出書に必要事項を記入・押印(お届け印)し、年金事務所または金融機関に提出して下さい。

◇口座振替申出書は、各金融機関、年金事務所の窓口備え付けのほか、日本年金機構ホームページから印刷することもできます。

### ※注意事項

◇月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

◇原則として、初めて「2年前納」「1年前納」、「6ヶ月前納」、「早割」を申し込みされた場合、振替日に前月分と合わせて引落させていただきます。

◇お申し込み時期によっては、各制度をご利用できない場合がありますので、詳細については小樽年金事務所(TEL0134-13315026)にお問い合わせください。

◆現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較

	毎月納付の納付額	現金(納付書)前納の納付額	口座振替による納付額	
			早割	前納
1ヶ月分	16,980円		16,920円 60円おトク	
6ヶ月分	101,880円	101,050円 830円おトク		100,720円 1,160円おトク
1年度分	203,760円	200,140円 3,620円おトク		199,490円 4,270円おトク
2年度分	413,880円	398,590円 15,290円おトク		397,290円 16,590円おトク

※前月納付の納付額は、納付書による毎月納付及び翌月末振替の口座振替の額となります。  
 ※保険料額は、令和6年度額です。(2年度分のみ令和7年度保険料17,510円×12ヶ月を含みます。)  
 ※「早割(当月分保険料を当月末に引落し)」は、月々60円づつ(年間で60円×12ヶ月=720円)割引となります。

## 灯油の漏洩事故にご注意ください

近年、灯油配管の老朽化による漏洩事故が発生しています。

灯油の漏洩を発見した場合は、必ず役場住民課衛生係または北後志消防組合赤井川支署へご連絡ください。

灯油が漏れた場合、火災の危険だけでなく、土壌汚染や河川への流出による水質汚染などに被害を与える恐れがあります。

処理にかかった費用は原因者の負担となりますので、定期的な点検や配管の交換などを実施して未然に防ぎましょう。

※灯油漏れにより河川や土壌に灯油が流れ、汚染してしまうと多額の費用が掛かることもあります。

### ■主な原因

- ・草刈りや除雪、落雪による配管の破損
  - ・配管の老朽化(配管の寿命は設置から10数年程度といわれていますが、手入れをしていない場合はもっと短くなります)
- ※特に設置から10年以上経過している場合は、専門業者による点検・交換をおすすめします。

### ■点検項目

- ・タンクや配管に油のにじみや漏れがないか
- ・タンク下部のストレーナーカップに破損はないか
- ・ボイラーやストープなど、室内のゴム配管に亀裂がないか
- ・家の中やタンク周辺で油の匂いがしないか
- ・灯油の使用量以上にゲージの減りが早くないか

### ■発生件数

令和2年度	1件
令和3年度	0件
令和4年度	2件
令和5年度	1件
令和6年度	1件



# 国民健康保険税に関するお知らせ

## ◆令和6年度国民健康保険税額

基礎分（医療分） 【限度額 65万円】	所得割額	(加入者の前年中の総所得金額等 - 基礎控除43万円) × 6.2%
	資産割額	(加入者の当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産額) × 60.0%
	均等割額	加入者数 × 19,000円
	平等割額	1世帯あたり 30,000円
後期高齢者支援金分 【限度額 24万円】	所得割額	(加入者の前年中の総所得金額等 - 基礎控除43万円) × 1.8%
	資産割額	(加入者の当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産額) × 10.0%
	均等割額	加入者数 × 6,000円
	平等割額	1世帯あたり 7,000円
介護分 【限度額 17万円】	所得割額	(介護保険2号被保険者の前年中の総所得金額等 - 基礎控除43万円) × 1.7%
	資産割額	(介護保険2号被保険者の当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産額) × 10.0%
	均等割額	介護保険2号被保険者数 (40才から65才未満の方) × 6,000円
	平等割額	1世帯あたり 7,000円

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日
税目					
村民税道民税	○	○	○	○	△
固定資産税	○	○	○	○	△
軽自動車税	○	△	△	△	△
国民健康保険税	○	○	○	○	○

※特別徴収対象者を除く。

（納税はお早めに）  
**村税等の納税通知書**を発売しました  
村では8月1日に村税等の納税通知書を発売しました。  
各税目の納入期限は左記のとおりです。忘れずに納付しましょう。不明な点がありましたら、住民課税務係までお知らせください。

## 村税等の集合徴収廃止のお知らせ

令和6年度より、都住民センターで行ってきた集合徴収を廃止とさせていただきます。

理由としては、車がないなどで役場に來ることが不可能な方に応じて行ってきましたが現在はそのような方がいない状況となり、出張窓口を設ける意義が薄くなっているためです。

廃止の代わりに、来庁するのが厳しい方は役場の方にお電話いただければご自宅に伺うことも可能です。ご理解のほどよろしくお願い致します。

### ■お問い合わせ

住民課税務係  
TEL 48-6278

## 非課税化世帯等への給付金について

国の制度による給付金を行いますので、お知らせが届いた方は必ず文書を読むようにお願いします。

口座が分からない方など返送が必要な方もいますので、その場合はお早目の返送にご協力ください。各給付金の概要は、次のとおりです。

○非課税化世帯給付金  
8月頃に通知する予定です。

令和5年度に住民税が課税だった方を含み、令和6年度は世帯全員が非課税である世帯が対象です。  
（10万円 / 1世帯）  
○均等割のみ化世帯給付金  
8月頃に通知する予定です。

令和5年度に住民税が課税だった方を含み、令和6年度は世帯全員が均等割か非課税である世帯が対象です。  
（10万円 / 1世帯）  
○子ども加算給付金  
8月頃に通知する予定です。

非課税化または均等割のみ化の給付金に該当する世帯で扶養されている、18歳以下のお子さんがある世帯が対象です。（5万円 / 子ども1人）  
○調整給付  
9月頃に通知する予定です。

定額減税をしきれなかった不足額を給付します。（最大4万円 / 1人）  
■お問い合わせ  
住民課税務係  
TEL 48-6278

# スポーツ ニュース

## 各種大会の結果

### 第28回赤井川村商工会長杯 パークゴルフ大会

とき 6月22日(土)  
ところ みやこ公園パーク  
ゴルフ場

#### 成績

- ▽優勝 福田 孝明  
スコア106ハンデ4計110
  - ▽2位 保科 秀行  
スコア110ハンデ0計110
  - ▽3位 富樫 護  
スコア101ハンデ12計113
  - ▽4位 柏谷 正浩  
スコア115ハンデ4計119
  - ▽5位 大西 敏典  
スコア110ハンデ10計120
- 成績
- ▽優勝 保科 秀行  
スコア114ハンデ1計115
  - ▽2位 阿部 政範  
スコア107ハンデ9計116
  - ▽3位 富樫 護  
スコア107ハンデ11計118

### 第28回赤井川村教育委員会 教育長杯パークゴルフ大会

とき 7月13日(土)  
ところ みやこ公園パーク  
ゴルフ場

#### 成績

- ▽優勝 保科 秀行  
スコア114ハンデ1計115
- ▽2位 阿部 政範  
スコア107ハンデ9計116
- ▽3位 富樫 護  
スコア107ハンデ11計118

- ▽4位 福田 孝明  
スコア114ハンデ6計120
- ▽5位 大西 敏典  
スコア112ハンデ10計122



## 第9回カルデラカップ パークゴルフ大会の開催

#### 開催日時

8月31日(土)(雨天決行)  
※受付 8時～  
開会式 8時30分～

#### 会場

赤井川村みやこ公園  
赤井川村字都113-3

#### 参加費

2,000円  
(プレー代、昼食代、保  
険料等含む)

#### 参加資格

パークゴルフをする方な  
ら、どなたでも参加可能  
です。

#### 競技方法

(先着100名まで)  
NPGA公認ルールに基  
づき36Hストロークプレ  
(一部ローカルルール適用)

#### 表彰

男女別 1～10位、参加  
賞、飛び賞などあり

#### 申込締切

8月16日(金)まで  
※参加料の返金等はできま  
せんので、ご了承ください  
い。

#### 主催

赤井川村パークゴルフ協会  
建設課土木係

TEL 48-6275

## 北海道水域利用調整 区域の指定について

北海道では、「北海道プ  
レジャーボート等の事故防  
止等に関する条例」に基  
づき、令和6年6月28日付  
で道内7水域をプレジャー  
ボート等の航行を制限又は  
禁止することができる水域  
利用調整区域として指定し  
ました。

- 石狩浜海水浴場水域
- おたるドリームビーチ海  
水浴場水域
- 銭函ヨットハーバー水域
- 銭函海水浴場水域
- 蘭島水域
- 蘭島海水浴場水域
- ①水産動植物増殖施設水  
域
- ②水産動植物増殖施設水  
域
- 浜中・モイレ海水浴場水  
域

○壮瞥温泉園地水域  
詳しくは、左記のホーム  
ページをご覧ください。

#### ◆プレジャーボート等の事 故防止に関するページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/pb.htm>



## アイヌの方々からの様々 なご相談をお受けします

公益財団法人「人権教育  
啓発推進センター」では、  
アイヌの方々の悩みをお受  
けするフリーダイヤルを解  
説しております。

嫌がらせ、差別、プライ  
バシー侵害などのご相談も  
お受けします。

#### ■受付

月曜日～金曜日(祝日、  
12月29日～1月3日を除  
く)

#### ■時間

9時～17時

#### ■お問い合わせ

公益財団法人 人権教育  
啓発推進センター(東京  
都港区芝大門2-10-12  
KDX芝大門ビル4階)  
Tel 0120-771-208  
アイヌの方々のための相  
談専用フリーダイヤル

※相談無料、匿名可、秘密  
厳守

### ◆赤井川村SOSネットワーク◆

高齢者がいなくなったことに気づいたら  
すぐに余市警察署へご連絡ください。  
「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。  
Tel 0135-22-0110

## 「子どもの人権相談」強化週間のお知らせ

聞かせてほしい  
あなたの気持ち

法務局では、子どもの人権についての専用相談電話「子どもの人権110番」を設置しているほか、SNS（LINE）による人権相談も受け付けています。いじめや虐待など、子どもの人権に関する悩みをご相談ください。

なお、令和6年8月21日（水）から同月27日（火）までは、「全国一斉『子どもの人権相談』強化週間」です。期間中は、平日の受付時間を延長して、土日も対応します。

### ■お問い合わせ

◇平日の受付時間

8時30分～17時15分

◇強化週間の受付時間

8月21日（水）～8月23日（金）

8月26日（月）～8月27日（火）

8時30分～19時

8月24日（土）、25日（日）

10時～17時

Tel 0120-0007-110

## 各種自衛官等募集

自衛隊では、18歳～32歳までの方を募集しています。車両、船、飛行機を扱う仕事から事務や調理など職種は50種以上あります。詳しくは、小樽地域事務所までご連絡下さい。

### ■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

小樽市稲穂2-22-4

樽石ビル2F

Tel 0134-22-5521

## 住民税の定額減税について

国の制度により住民税を減税した納税通知書を発布しています。

1人につき1万円の減税で、扶養者数によって減税の額が増加します。

詳しくは納税通知書に同封したチラシをご覧ください。

また、定額減税しきれなかった金額は調整給付として給付される予定です。

### ■お問い合わせ

住民課税務係

Tel 48-6278

## 大雨に備えて「キキクル」を活用しよう

台風や大雨による災害は毎年全国どこかで発生しています。気象庁ではこのような気象災害による被害を防止・軽減するために、警報等の防災気象情報を発表して、注意や警戒を呼び掛けています。また、皆さまがお住いの地域の危険度を知ることが出来るキキクル（危険度分布）では、大雨により発生する土砂災害浸水害、洪水災害の危険度の高まりを地図上に5段階で色分けして表示します。警報・注意報が発表された時には、キキクルで自分のいる場所の危険度を確認すると共に、市町村からの情報も確認し、早めに避難するなど警戒レベルに応じた防災行動をとりましょう。

### ■お問い合わせ

札幌管区気象台天気相談所

Tel 011-611-0170

キキクルの種類と表示例（2022年8月16日の渡島半島での大雨事例）

**取るべき行動**

- 黒：命の危険！直ちに安全確保
- 紫：危険な場所から全員避難
- 赤：高齢者等は早めに避難

**凡例（土砂キキクル）**

土砂災害の危険度

- 高 災害切迫【警戒レベル5相当】
- 危険【警戒レベル4相当】
- 警戒【警戒レベル3相当】
- 注意【警戒レベル2相当】
- 低 今後の情報等に留意

水道料金・下水道使用料の改定について

老朽化に伴う施設の更新や災害対策などを計画的に推進し、これからも安心・安全な水をお届けするため令和6年10月検針分から料金を改定いたします。  
 ご不明な点は下記のお問い合わせ先へご連絡下さい。

■お問い合わせ  
 水道課水道係  
 TEL 48-6275

■水道料金

用途（水量）	基本料金	超過料金
家事用（10㎡まで）	1,590円	1㎡につき230円
団体用（25㎡まで）	4,780円	1㎡につき230円
営業用（20㎡まで）	3,720円	1㎡につき230円
臨時用（1㎡まで）	380円	1㎡につき230円
酪農用（70㎡まで）	1,460円	1㎡につき60円

■下水道使用料

用途	水量	使用料金
汚水	1㎡につき	240円

無料「特設人権・困りごと」相談所開設

小樽人権擁護委員協議会では、特設人権・困りごと相談所を開設します。

■相談内容

- 「うわさや悪口・中傷」
  - 「いやがらせ」
  - 「いじめや虐待」
  - 「夫婦や親子の問題」
  - 「金銭トラブル」
  - 「土地や住宅の登記」など
- その他、日常生活の中の様々な問題でお困りの方は気軽に相談ください。（相談は無料で、秘密は固く守られます。）
- 日時  
 8月23日（金）  
 13時～16時

■場所

赤井川村生活改善センター

■相談員

人権擁護委員、法務局職員

■お問い合わせ

札幌法務局小樽支局  
 TEL 0134-23-3012

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

■測定方法

- ◇測定機器／モニタリングポスト（北海道設置）
- ◇測定場所／北後志消防組合赤井川支署
- ◇測定時間／2分間隔で常時測定
- ◇公表  
 広報／毎週火・金曜日の9時現在データ（前月14日までの結果）を掲載

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

H/P／北海道原子力環境センターH/Pで即時データが確認できます。  
<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。  
 ◇測定単位／μGy（マイクログレイ）

8月の気象情報

天気は数日の周期で変わるのでしよう。

- ◇気温ー高50%・平30%・低20%
- ◇降水量ー高30%・平40%・低30%

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2024.6.18	0.034	雨
6.21	0.034	晴れ
6.25	0.036	くもり
6.28	0.035	晴れ
7.2	0.034	くもり
7.5	0.036	くもり
7.9	0.034	晴れ
7.12	0.034	晴れ

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

## 住民のまど

◇6月15日～7月14日届出  
この期間に戸籍の届出は  
ありませんでした。

## 村長のうごき

◇6月15日～7月14日  
(6月)

- 16日◇自由民主党北海道支部連合会第87回総会／札幌市
- 17日◇赤井川村議会第2回定例会／字赤井川
- 19日◇資源エネルギー庁職員来庁／字赤井川
- 20日◇余市地方法人会赤井川地区会総会／字赤井川
- 21日◇北海道ガス株式会社職員来庁／字赤井川
- 22日◇保育所運動会／字赤井川
- 24日◇赤井川都郵便局長来庁／字赤井川
- 25日◇積丹町長来庁／字赤井川
- 26日◇入札／字赤井川
- 26日◇日本で最も美しい村づくり連合会定期総会／福岡県／29日
- 30日◇倶知安駐屯地創立69周年記念行事／倶知安町

(7月)

- 1日◇辞令交付／字赤井川
- 2日◇入札／字赤井川
- 4日◇モンベル役員来庁／字赤井川
- 5日◇都地区懇談会／字都
- 7日◇沖揚げまつり／神恵内村
- ◇喜茂別町長選挙報告会／喜茂別町
- 8日◇後志町村会行政視察／徳島県／11日
- 12日◇北海道町村長交流セミナー／札幌市
- ◇防災危機管理トップセミナー／札幌市

## むらの日誌(6月)

- 3日◇選挙管理委員会見直し
- 4日◇道営農地基盤整備工事受益者説明会
- 5日◇赤井川村「ゼロカーボンビレッジAKA I G A W A」推進戦略実現に関する設計等事業「太陽光発電・地中熱利用による役場庁舎等のエネルギー構造高度化システム詳細設計業務」プロポーザル
- 6日◇住宅選考委員会
- 11日◇赤井川村地域担い手育成総合支援協議会総会

◇赤井川村地域公共生活活性化協議会

- 17日◇赤井川村議会第2回定例会／18日
- ◇見直し
- 19日◇職員研修会
- 21日◇校長・教頭合同会議
- ◇教頭会議
- 25日◇総合計画等策定支援事業プロポーザル
- ◇教育委員会議
- ◇第3回赤井川村景観計画策定委員会
- 28日◇農業委員会総会

## 法人道民税等の申告等を電子で

法人道民税・事業税及び特別法人事業税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム(エルタックス)のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

◇エルタックスホームページ  
<http://www.eltaxitago.jp/>

◇道税ホームページ  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zimu/>

■お問い合わせ  
札幌道税事務所税務管理部課税第一課  
TEL 011-204-5083

## 人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	957	195	1,152	10
男	486	109	595	-1
女	471	86	557	11
世帯数	508	184	696	11

※令和6年6月30日現在



## 今月の表紙

今月の表紙は、保育所運動会の写真です。当日は天気にも恵まれ、青空の下運動会が行われました。子供たちは練習の成果を、元気いっぱいの姿で披露していました。

# 赤井川村写真館～赤井川の四季～



ストラスモア校相互交流事業集合写真

撮影：教育委員会 場所：赤井川村役場 撮影日：2024年7月10日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

## 編集後記

■7月は暑い日が続きましたね。みなさん暑さ対策は大丈夫ですか？  
特に熱中症には気をつけましょう。こまめな水分補給も大切ですが、ご飯をしっかり食べて体を動かし、暑さに負けない体力をつけて暑い夏を乗り切りましょう。(K)

【発行情報】広報あかいがわ2024年8月号 (No.711)

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係  
〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2  
TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail [info@akaigawa.com](mailto:info@akaigawa.com)

■印刷／協総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO<sub>2</sub>削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい産産間伐材を配合した用紙を使用しています。

